

平成21年第2回
利根町議会定例会会議録 第4号

平成21年6月11日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	能登百合子君	8番	今井利和君
2番	西村重之君	9番	五十嵐辰雄君
3番	白旗修君	10番	会田瑞穂君
4番	守谷貞明君	11番	飯田勲君
5番	高橋一男君	12番	岩佐康三君
6番	中野敬江司君	13番	高木博文君
7番	佐々木喜章君	14番	若泉昌寿君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	井原正光君
総務課	長	福田茂君
企画財政課	長	秋山幸男君
税務課	長	矢口功君
町民生活課	長	高野光司君
健康福祉課	主幹	村田啓子君
経済課	長	石井博美君
都市建設課	長	飯田修君
会計課	長	蓮沼均君
教育	長	伊藤孝生君
教育委員会事務局	長	鬼沢俊一君
水道課	長	飯塚正夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局	長	木村克美
書	記	蛭原一博
書	記	坂本隆雄

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

平成21年6月11日（木曜日）

午前10時開議

- 日程第1 議案第37号 利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第38号 利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第39号 利根町企業立地促進条例
- 日程第4 議案第40号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第41号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第42号 平成21年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第43号 平成21年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第44号 平成21年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第45号 平成21年度利根町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第37号
 - 日程第2 議案第38号
 - 日程第3 議案第39号
 - 日程第4 議案第40号
 - 日程第5 議案第41号
 - 日程第6 議案第42号
 - 日程第7 議案第43号
 - 日程第8 議案第44号
 - 日程第9 議案第45号
 - 日程第10 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
 - 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
 - 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件
-

午前10時00分開議

○議長（若泉昌寿君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

○議長（若泉昌寿君） 日程第1、議案第37号 利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第37号 利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長（若泉昌寿君） 日程第2、議案第38号 利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第38号 利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議長（若泉昌寿君） 日程第3、議案第39号 利根町企業立地促進条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

12番岩佐康三君。

〔12番岩佐康三君登壇〕

○12番（岩佐康三君） 議案第39号の利根町企業立地促進条例について質問したいと思います。

これは、利根町全体を対象にして企業立地できるように国に申請して許可を得たということで、非常に喜ばしいことだと思っております。これは大賛成でございます。

ただ、1点だけ、雇用奨励金、「新規雇用者のうち、採用日において35歳以下の者を引き続き1年以上継続して雇用し、かつ町内に住所を有する者1人につき20万円を交付する。ただし、障害者である場合は1人につき25万円とする」ということで、この35歳以下と限定されたのは、国からそういう指導か何かあったんでしょうか。それとも、町独自の考えでこういう判断をしたのでしょうか。それだけ、1点だけお聞きしたいと思います。

○議長（若泉昌寿君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） それではお答え申し上げます。

この新規雇用者の年齢を35歳以下と、奨励金交付対象年齢を35歳以下とした理由はということでございますけれども、これにつきましては、本町の人口構造を見た場合に、40歳代が全人口に占める割合が少ないということで、そのために若年層の35歳以下の方々の雇用を促進いたしまして定住を図っていきたくと、そのように考えまして年齢設定をしたものでございます。

○議長（若泉昌寿君） 12番岩佐康三君。

○12番（岩佐康三君） 40歳代の方が非常に数が少ないということでございますが、少なければなおさら40歳代の人を雇用した方がいいんじゃないかと思うんですけれども、これは、へ理屈になるかもしれませんが、非常にこれは喜ばしいことなんでございますけれども、できれば40歳代の方、職等々がかなり今厳しい状況でございますので、50歳代でも雇用していただけたらこういう奨励金が出るような形にさせていただいた方が、私は利根町住民のためにはよくなることではないかなと思うんですが、そこらあたり町の考え方として

どうなんでしょうか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（若泉昌寿君） 企画財政課長秋山幸男君。

○企画財政課長（秋山幸男君） 先ほども申し上げましたとおり、働き盛りの年代である40歳代の人口を定着させるというようなことにつなげるためには、その前の年代から定住を進めていくということで、そういう考えのもとに35歳以下という奨励金交付対象年齢を設定いたしました。これによりまして、子供を持つ世代でもございますので、それらによりまして少子化対策にもつながるといふことで考えたものでございます。

○議長（若泉昌寿君） 12番岩佐康三君。

○12番（岩佐康三君） しつこく言って申しわけないんですけども、確かに子育て世代等々、雇用されるのは非常にいいことだと思います。ただ、40歳代になってきますと、お子さんも、例えば小学生とか、高校生とか、中学生とか、そういう年代層になってきますので、今の時代層から考えますと、レイオフだとか、云々とかという多々そういう案件がありますので、雇用促進という状況から考えても、できる限り40歳代もひっくるめて入れていただいた方が私はいいのではないかなと思うんですが、考え方、そういうこと考え方がありませんかどうか、町長のご意見を聞きたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（若泉昌寿君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

○町長（井原正光君） 本来であれば、議員おっしゃるように年齢に関係がなく、どなたでもこの利根町で働く機会を設けてあげたいというのが町の考え方でございますけれども、特に、今、若者が大変流出しているということで、やはり30代、35歳ぐらいになりますとやっぱり妻もめとりますし、家庭を持つ一番の年齢かなということも考えまして、利根町に定住していただくのはちょうどその辺の年齢が一番適しているのかなということ考えてわけでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

ただ、「以下」といっても、40歳以上、35歳以上の人は確かにその奨励措置はつきませんけれども、会社そのものにつきましてはやはりそういったいろいろな優遇措置がございますので、その辺を有効に利用していただければなと思っておるところでございます。ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（若泉昌寿君） ほかに質疑ございますか。

質疑なしと認めます。

討論を行います。

失礼しました。質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第39号 利根町企業立地促進条例を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議長（若泉昌寿君） 日程第4、議案第40号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第40号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若泉昌寿君） 起立全員でございます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○議長（若泉昌寿君） 日程第5、議案第41号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第41号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長（若泉昌寿君） 日程第6、議案第42号 平成21年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第42号 平成21年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議長（若泉昌寿君） 日程第7、議案第43号 平成21年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第43号 平成21年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長（若泉昌寿君） 日程第8、議案第44号 平成21年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第44号 平成21年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

○議長（若泉昌寿君） 日程第9、議案第45号 平成21年度利根町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第45号 平成21年度利根町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

○議長（若泉昌寿君） 日程第10、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

定例会初日の議長選挙に伴いまして、同組合議会議員の欠員が生じました。これにより、同組合から欠員補充要請文書が来ましたので、同組合の規約に基づきまして補充1名を選挙いたします。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票と指名推選の二つの方法があります。いずれの方法がよろしいか、お伺いいたします。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 指名推選との発言がありましたので、選挙の方法は指名推選で行うことにいたします。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に岩佐康三君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました岩佐康三君を、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました岩佐康三君が稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

当選された岩佐康三君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ただいま当選されました稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の岩佐康三議員にあいさつをお願いいたします。

〔稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員岩佐康三君登壇〕

○稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員（岩佐康三君） ただいま、議長指名推選ということで稲敷地方広域組合議員に推薦されました。大変ありがとうございます。

今まで若泉議員がなっておりましたかわりということでございます。会田瑞穂議員がまだいらっしゃいますので、しっかりお聞きをしながら勉強して、利根町負担がなるべく少なくなるようにしっかり頑張ってお対応していきたいと思っております。よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（若泉昌寿君） あいさつが終わりました。

○議長（若泉昌寿君） 日程第11、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（若泉昌寿君） 日程第12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、所掌事務うち会議規則第75条の規定によってお手元に配付いたしました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、厚生文教常任委員長から発言を求められておりますので、これを許します。

厚生文教常任委員長会田瑞穂君。

〔厚生文教常任委員長会田瑞穂君登壇〕

○厚生文教常任委員長（会田瑞穂君） おはようございます。

厚生文教常任委員会のご報告を申し上げます。

去る6月9日の議事日程終了後に、厚生文教常任委員会を開催いたしました。開催理由は、今期定例会初日に副議長選挙が行われ、当委員会副委員長の高木委員が当選しました。よって、利根町議会申し合わせにより、新副委員長を選任するために開催いたしました。

委員全員の出席のもと、各委員より活発なご意見が出されました。結果、全員一致で能登百合子委員が副委員長に推薦されましたので、ご本人も承諾しましたので、ご報告申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（若泉昌寿君） 発言が終わりました。

次に、龍ヶ崎地方衛生組合議員から発言を求められておりますので、これを許します。

龍ヶ崎地方衛生組合議員飯田 勲君。

〔龍ヶ崎地方衛生組合議員飯田 勲君登壇〕

○龍ヶ崎地方衛生組合議員（飯田 勲君） 龍ヶ崎地方衛生組合の議会報告をさせていただきます。

平成21年第1回議会定例会は、去る2月25日に開催され、6件の議案が提出され、審議されました。

議案第1号は、会議規則の一部を改正するもので、地方自治法の一部改正に伴い、「議会は、会議規則の定めるところにより議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場を設けることができる」の規定が新たに設けられたのであります。これは原案可決されました。

議案第2号は、議員報酬及び費用弁償に関する条例を定めるもので、地方自治法の一部改正に伴い、「現在の特別職の報酬条例により、議会議員の報酬及び費用弁償の規定を分離し、単独の条例として制定する」もので、原案可決されました。

議案第3号は、特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、第2号議案で議員報酬及び費用弁償の規定を分離し、単独条例としたことにより特別職の報酬及び費用弁償に関する条例から除いたため、また、報酬が年額で定められている場合、「年の途中で職についたときは、その日分から日割り計算で支給し、離職したときは、その日分までの報酬を日割り計算により支給する」に改めるものであります。原案可決されました。

第4号議案は、平成20年度一般会計補正予算で、内容は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,898万8,000円を減額し、総額を10億6,248万3,000円とするもので、原案可決されました。

議案第5号は、分賦金割合で、建設費、要するに起債償還金分ですね。これの分賦割合は人口割30%、均等割10%、実績割60%、一般経費分が均等割7%、実績割93%で、従前どおりであります。原案可決されました。この両方合わせた金額、要するに分担金となりますが、分担金の総額は9億7,168万円で、利根町は2,000……失礼しました。292万……失礼しました。利根町分は2,923万7,000円です。

議案第6号は、平成21年度一般会計予算で、歳入歳出それぞれ10億2,637万5,000円で、歳入の主なものは、先ほど申しました分担金でございまして9億7,168万円、使用料及び手数料が3,007万8,000円です。歳出の主なものは、総務費2億3,637万9,000円、衛生費3

億3,644万円、それに公債費4億4,917万3,000円とするもので、原案可決されました。

定例会の議案については以上ですが、この日に、いわゆる談合事件にといいますか、談合事件に関する「第1回口頭弁論報告書」というのが議員に配付されました。それを一部朗読したいと思います。

平成21年1月14日午後1時29分。

東京地方裁判所 民事第4部 635号法廷で開廷。

口頭弁論内容は、裁判官が、被告JFEエンジニアリング(株)代理人に訴状及び書証(甲1～9)について届いているか確認をし、原告龍ヶ崎地方衛生組合代理人に答弁書及び書証(乙1～4)について届いているか確認をした。

第2回口頭弁論(第2回弁論)の日程について裁判官が原告代理人(弁護士)にたずねる。

原告代理人の坂本弁護士は、大阪地検の供述調書等の閲覧、取り寄せに時間がかかるので2か月くらいほしいと発言。

裁判官より3月上旬、3月13日ではと発言があったが、被告側代理人(弁護人)が不同意のため、再度3月25日(水)を提案、同日午前10時ということで双方同意し、決定した。

ということで、午後1時34分退廷でございます。

第2回口頭弁論は平成21年3月25日午前10時、場所は民事第4部 635号法廷で行われるということでございました。その結果はまだ報告ありませんので、省きます。

以上で、龍ヶ崎地方衛生組合議会の報告を終わります。

○議長(若泉昌寿君) 発言が終わりました。

続いて、派遣議員代表高木議員から発言を求められておりますので、これを許します。

派遣議員代表高木博文君。

[派遣議員代表高木博文君登壇]

○派遣議員代表(高木博文君) 去る3月26日、27日と議会議員の有志で福島県の大玉村を視察しましたので、その報告をさせていただきます。

この視察につきましては、当初、厚生文教常任委員会の議員を中心に、政務調査費を有効に活用して今後の活動に生かしたいということで、少子化支援や、あるいは子育て、教育に力を入れている、この福島県の大玉村を選んで準備をしたところであります。ただし、この自治体が議会基本条例をつくっているとか、あるいは農業を基幹産業とする、そして人口9,000人を切る自治体ということなどから、他の分野も含めて視察研修してこようという話になりまして、それを全員協議会の場で報告したところ、これは厚生文教の所管にかかわらず、全体の議員として視察した方がいいのではないかという示唆を議長等からいただきまして、改めて議会としてこれをやろうではないかということで、それ以前に厚生文教で相手方といろいろ連絡を取り合っていました私が、議会事務局の方のご協力をお願いして実現したものであります。

そういう経過もあって、私の方から報告をしろということになりましたので、させていただきます。

福島県の大玉村というのは、福島のほぼ中央に位置します郡山市や二本松市、本宮町に隣接する自治体で、人口は現時点では8,700人程度であります。そして、先ほど言いましたように、山林面積が安達太良山を中心として村全体の中で七、八割を占めるということで、非常に産業としては厳しい部分で、農業を中心としながら、工業団地も小規模なやつが二つありますけれども、なかなかそういう意味合いでは利根町に似た状況を持っているのではないかとということで選びました。

そして、26日の午後、約2時間余り議会関係者を中心にしていろいろお話を聞かせていただいたわけでありまして、人口は先ほど言ったような状況であります。ここも平成の初めまでには7,500人程度まで人口落ち込んだそうであります。しかし、その後、微増でありますけれども、毎年ふやし続けて、現在8,700人程度まで回復しているということでありました。

そして、ここで最も力を入れたのは、やはり子育てをどう支援するかということで、人口増の要因としては、子育て、教育するならば大玉村という近隣自治体のそういうような声もあり、また、それを売り物にしているようでもありますけれども、大規模な団地等がないにもかかわらず、徐々に徐々に人口がふえてきているということでもあります。

農業が基幹産業と言いましたけれども、年間の生産額は約24億円。そのうち、お米が12億円ということでもあります。そして、安達太良山の水源を利用しながら、できるだけおいしいお米をつくらうということで、酪農をやっている農家もあるということで、米の稲と、そしてその酪農家から出る堆肥、豚とか牛のし尿の粉末を利用した形での堆肥センターをつくって、有機米を売り物にして、おいしい大玉のお米ということでずっと売り上げを伸ばしているということでありました。

子育て支援とか、そういったことについて詳細に述べることはできませんけれども、はっきりしているのは、中学校卒業までは子供の医療費を無料化するということなどを中心にし、妊婦健診についても、国に先駆けてここは15回まで無料になるように村が措置しているということでもあります。そのほか、もろもろ妊娠、出産の段階から中学校卒業まで力を入れていると。

お聞きしますと、中学校卒業までの村の医療費の持ち出しというのは、当初予定していたよりは非常に少なかったと。だから、費用対効果を考えてみた場合、これは結果として今日の人口増をつくるということで非常に役立ったということをおっしゃいました。そして、現在の八千六、七百の人口の中で、15歳未満の子供は1,300人程度です。これを計算しますと14%ということですから、利根町が現在9.9%であるということを考えてみた場合、非常に頑張っているなという感じを受けましたし、さらに、高齢化率は、子供たちがふえれば必然的に高齢化率も下がってくるということで、現在22%という数字が出ており

ます。

そして、村の経営で直売場を設けております。ここでは、年間、今日では7,000万円の売り上げがあると。私どももその翌日にここに寄りましたけれども、結構広いスペースで、きれいなスペースで、よそから来た人たちもそこで買い物をすると。参加した議員さんの中には、家庭で食べるものなどをそこで仕入れて帰った人も多くおりました。そういう意味では、非常によく頑張っているなど。

また、ここは温泉もわいておりますので、村営でアットホームおおたまというやつを経営しております。私たちもそこに宿泊させてもらいまして、利用する人たちの生の声も聞いたり、そこにかかわっている職員の方の声も聞きました。これは、村の職員がその従業員としての仕事をしております。委託したわけじゃなくて、直営ということで役場職員の肩書を持っているということも言っておりました。住民の方も楽しみにして、毎月ここに来ることを楽しみに頑張っているんだというようなお話も出ておりましたし、非常に人口8,600……。

そして、ここは交通公共機関はほとんどありません。近くは、東北道とか、あるいは磐越道等が約30分ちょっとかければそこにアクセスできるわけですが、村内は公共交通機関はほとんどないということもあって、職員がボランティア休暇を年間5日間とると。そして、住民から、高齢者を中心にしてですけれども、住民から病院に行きたい、どこそこに行きたい、ちょっとその行き帰りに協力してほしいということを、行政に、これは健康福祉課が窓口ということでありましたけれども、ここへ電話したならば、健康福祉課が調整し、ボランティア休暇を持っている職員の都合を調整しながらそれにこたえているということで、これも非常に喜ばれているということが言われておりました。

私どもは、貸切バスでここへ行ったんですけれども、村内に入って一番目立つ建物は何かと、あれが役場かなとみんな注目したんですが、それは特別養護老人ホームで、3階建てか4階建ての新しい建物でしたけれども、役場は古い木造の2階建てだったと思います。そして、議会事務局は常時は2人しかいないと。そして、議会の開催中とか、何か忙しいときには、他課から支援をもらって臨機応変の対応を図る。職員は約105名で、ここ何年間か推移しておるようですし、非常にいろいろ工夫をしながらやっているなど。

それと、いま一つ。議会基本条例をここは制定しておりました。このことも一つの勉強の材料になるということで選んだわけでありましてけれども、まだこれは去年つくったということで、今からその中身は充実していきながら実践していくということで、一応の説明は受けましたけれども、即、我々の今、勉強している作業にどう順応できるかというやつは今後の研究課題だというぐあいに思います。

しかし、費用約3万円で、1泊2日で行ってきました。

それで、もう一つ加えると、やはり村おこしの一つとしては、地元産のソバを使って「大いなる田舎あだたら」という焼酎をつくっておりまして、この直売場等で売るほか、

隣接するところには出しておるようです。我々の視察に関しても、夜、焼酎が2本差し入れされました。このこともあわせて報告をし、非常に有意義ではなかったかというぐあいに思います。

町長そのものは、一応革新村政ということで5期目の村長でありまして、憲法の理念、地方自治法の本旨を生かし、住民自治を大事にする村政をつくると、これをモットーにしておりますということを、説明の最後に議会事務局の方が述べておられたのが印象的でありました。

以上、報告を終わります。

○議長（若泉昌寿君） 発言が終わりました。

次に、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

○町長（井原正光君） 平成21年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

6月5日から本日まで7日間にわたりまして行われました今期定例会も、本日ここに全日程を終了し、閉会を迎えるに至りました。議員の皆様方には、慎重なるご審議をいただきました結果、ご提案申し上げました案件すべて原案どおり可決並びにご承認をいただきました。まことにありがとうございます。

本定例会期間中に、皆様方からの一般質問、また議案の審議の過程におきまして、いろいろなご意見、ご提言をいただきました。これら皆様方の提言等を真摯に受けとめまして、今後、きめ細かな行政サービスが展開できるよう鋭意努力してまいりたいと思います。

ただいまは、ただいまといえますか、今、日本は、大変社会経済情勢、景気が依然厳しい状況下でございます。政府与党は、当面、景気回復を最優先とするものの、中期的には財政健全化を目指す道筋を描いた経済財政改革基本方針、通常「骨太の方針2009」と言っておりますけれども、その原案を示すなど、景気回復へ向けたさらなる対策に着手しておるところでございます。

町といたしましても、こうした国の情報を的確にキャッチしながら、活用できる事業を積極的に取り入れますとともに、今後とも引き続きさらなる行政改革を推進し、一方で自主財源の確保に向け、地域活性化対策の拡充に努めながら、お一人お一人が尊重される元気なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

引き続き、皆様方にはご協力、ご支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、定例会閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。まことにご苦労さまでございました。

○議長（若泉昌寿君） 発言が終わりました。

○議長（若泉昌寿君） 以上で、本定例会の議事日程は全部終了いたしました。
これをもちまして、平成21年第2回利根町議会定例会を閉会といたします。
なお、次の第3回定例会は、平成21年9月3日木曜日の開会を予定しております。
ご苦労さまでございました。

午前10時45分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 岩佐康三

利根町議会議長 若泉昌寿

署名議員 五十嵐辰雄

署名議員 会田瑞穂